

○財務省告示第百二十六号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
基づき、平成二十三年三月十五日に発行した個人
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年四月五日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第九回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。額面金額で六百二十三億千九百二十三元
四	発行額	額面金額で六百二十三億千九百二十三元
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十三年三月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・二七パーセント
十	初期利子	平成二十三年九月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは

十一	第二期以後の利子
十二	償還期限
十三	償還金額
十四	払込期日
十五	払込場所
十六	中途換金
	の取扱い

、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.27}{100} \times 2$$

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十六年三月十五日額面金額百円につき百円

平成二十三年三月十五日日本銀行の本店又は支店

中途換金の買取りは、平成二十四年三月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、

次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十四年三月十五日から平成二十四年九月十五日前までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} \times 80}{100} \times 2 - \text{受入償還金額}$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算

出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨

てとし、一円に満たない場合は受

入経過利子に相当する金額は

百十八号)による救助の行われ
 る災害が発生し、当該災害にか
 かったときには当該個人向け国
 債を有する者が、平成二十四年
 三月十五日前であっても、当該
 個人向け国債の中途換金を請求
 することができないものとし、そ
 の買取金額は、次の区分に応じ、
 それぞれの算式により算出した
 金額とする。

(一) 平成二十三年九月十五日か
 ら平成二十四年三月十五日前
 までの間の場合

$$\begin{aligned} & \text{債面金額} + \text{経過利子に相当する金} \\ & \text{の金額} - (\text{利子に相当する金} \\ & \text{の金額} \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - \text{収入経過利子に相当} \\ & \text{する金額}) \end{aligned}$$

(二) 平成二十三年九月十五日前
 の場合

$$\begin{aligned} & \text{債面金額} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - (\text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - \text{収入経過利子に相当} \\ & \text{する金額}) \end{aligned}$$